

VII 食品衛生課

食品衛生課は、輸出促進法に基づく輸出水産食品や食肉等の認定施設への査察、食品衛生法に基づく登録検査機関の登録・立入検査や大規模食中毒発生時の関係機関との連絡調整のほか、健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の監視指導などの業務を実施しています。

1 輸出水産食品の認定施設などに対する査察等の業務

(1) 概要

米国やEU（欧州連合）等の国では、外国から輸入される食品について、自国と同等の衛生的な管理を輸出国へ義務づけています。食品衛生課では、受入国の基準を満たした日本国内の水産食品の製造施設に対して認定や定期的な査察を行っています。

また、韓国、中国及びブラジル向けの水産食品にあたっては、これらの国への輸出時に衛生証明書の添付が求められているため、衛生証明書発行の業務も行っています。

(2) 業務実績

令和7年度は、認定された以下の施設について、通知に基づき現地査察や衛生証明書の発行を実施しています。

・対米輸出水産食品の認定施設への査察

実績推移	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
査察回数	2回（※1）	3回	3回	3回	2回（※2）

（※1）1施設は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ査察中止。

（※2）5月に1施設から認定取下げ申請があり、受理。

・対英国、欧州連合、スイス及びノルウェー輸出水産食品の認定施設への査察（年2回）

実績推移	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
査察回数	1回（※3）	2回	2回	2回	0回（※4）

（※3）新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、厚生労働省からの通知に基づき管轄の自治体による監視結果を確認することで、1回分の査察とした。

（※4）5月に1施設から認定取下げ申請があり、受理。

・対韓国輸出水産食品の衛生証明書発行業務等

実績推移	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
衛生証明書 発行件数	0件	1件	0件	0件	0件

・対中国輸出水産食品の衛生証明書発行業務等

令和 5 年 8 月 24 日以降中国は日本の水産物の輸入を停止し、令和 7 年に一部輸入再開しましたが、再び衛生証明書の受入れが停止されています。

実績推移	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
衛生証明書 発行件数	291 件	338 件	122 件	0 件	0 件

・対ブラジル輸出水産食品の衛生証明書発行業務等

これまでのところ衛生証明書の発行はありません。

実績推移	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
査察回数	9 回(※5)	9 回 (※6)	8 回 (※6)	8 回	10 回 (※7)

(※5) 1 施設は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ査察中止。

(※6) 令和 4 年度に 1 施設、令和 5 年度に 2 施設認定廃止。

(※7) 令和 6 年度に 2 施設新規登録。

2 輸出食肉の認定施設などに対する査察等の業務

(1) 概要

米国や EU（欧州連合）等へ食肉等を輸出する場合、厚生労働省等により施設等の衛生管理や食肉検査体制等について施設認定を受ける必要があります。

東北厚生局では、所管する認定施設や食肉衛生検査所に対して、適正な衛生管理や衛生証明書の管理状況等の確認のため、査察を実施しています。

令和 8 年 3 月末現在、米国、EU 等、カナダ、オーストラリア、シンガポール、台湾及び香港向けの食肉施設、台湾向け食肉製品施設、シンガポール向け家きん卵製品施設を所管しています。

(2) 業務実績

令和 7 年度は、認定された以下の施設について、通知に基づき現地査察を実施しています。

・米国、EU 等向けの牛肉（月 1 回査察を実施）

実績推移	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
査察回数	10 回(※8)	10 回(※8)	12 回	12 回	23 回 (※9)

(※8) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ中止した月あり。

(※9) 令和 7 年度に 1 施設新規認定。

・台湾向けの牛肉（年 1 回査察を実施）

実績推移	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
査察回数	2 回	2 回(※10)	3 回	3 回	3 回

(※10) 令和 4 年度に 1 施設新規認定。

- ・台湾向けの牛肉製品（年１回査察を実施）

実績推移	令和７年度
査察回数	—（※11）

（※11）令和７年度に１施設新規認定。

- ・シンガポール向けの豚肉（年１回査察を実施）

実績推移	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
査察回数	２回	２回	２回	２回	２回

- ・シンガポール向けの家きん卵製品（年１回査察を実施）

実績推移	令和６年度	令和７年度
査察回数	１回（※12）	２回（※13）

（※12）令和５年度に１施設新規認定。

（※13）令和７年度に１施設新規認定。

３ 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録等の業務

（１）概要

検査機関が輸入食品等の製品検査を実施する場合は、厚生労働大臣の登録認可が必要です。食品衛生課では、登録申請のあった検査機関の検査精度や正確性に関する適合状況等を審査しています。また、登録後においても、適切な管理下で理化学的検査、細菌学的検査及び動物を用いる検査が実施されているか確認するための定期的な立入検査を行っています。

（２）業務実績

令和７年度は管内の全ての検査機関について、立入検査を実施しています。

実績推移	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
立入検査回数	１０回	１０回	１０回	９回（※14）	９回

（※14）令和６年度に１機関が業務廃止。

なお、令和７年度に行われた登録の更新や変更の申請等の件数は以下のとおりです。

- ① 登録の更新申請：１件
- ② 業務規程の変更認可：１件
- ③ 新規申請に係る登録及び製品検査の業務廃止：０件

4 大規模食中毒発生時の関係機関との調整に関する業務

(1) 概要

平成30年の「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第46号）の公布に伴い、食品衛生に関する監視指導の実施にあたり関係者が連携協力体制を整備し、広域的な食中毒事案の発生や拡大の防止等を図るため、国、各地方自治体で構成される広域連携協議会が設置され、毎年1回及び緊急時に会合が開かれています。

(2) 業務実績

令和7年度の広域連携協議会は6月にWEB上で開催され、15自治体に参加しました。

5 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の規制に関する業務

(1) 概要

健康増進法では、食品として販売されるものについて広告や表示をするときは、健康の保持増進の効果等について、著しく事実に相違する表示や著しく人を誤認させるような表示をしてはならないとされています。

食品衛生課では、消費者庁や都道府県等と連携し、食品の虚偽又は誇大広告等の監視指導を行っています。

(2) 業務実績

令和7年度の自治体からの事例報告の受理件数は68件です。

実績推移	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
自治体からの事例報告の受理件数	35 件	37 件	37 件	49 件	68 件